

平成21年第4回吉田町議会臨時会

吉田町議会会議録

平成21年11月25日 開会

）

平成21年11月25日 閉会

吉田町議会

平成21年第4回吉田町議会臨時会会議録目次

11月25日

○町長あいさつ	3
○開会の宣告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	4
○議案第73号～議案第76号の一括上程、説明	4
○議案第73号の質疑、討論、採決	9
○議案第74号の質疑、討論、採決	14
○議案第75号の質疑、討論、採決	15
○議案第76号の質疑、討論、採決	15
○発議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	28
○町長あいさつ	30
○議長あいさつ	30
○閉会の宣告	31

開会 午前 9時00分

○議長（増田宏胤君） 改めて、おはようございます。

本日ここに平成21年第4回吉田町議会臨時会が招集されました。議員各位には公私ともに御多用のところ御出席をいただき、ありがとうございます。

本臨時会に当たり、議員各位におかれましては、円滑に議事を進められ、適正、妥当な議決に達せられますよう、最後まで慎重なる御審議をお願いいたします。

◎町長あいさつ

○議長（増田宏胤君） 開会に当たり、町長よりごあいさつをいただきます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） おはようございます。

昨日は議会の皆様の議会報告会、大変いろいろと勉強になりました。

さて、皆様もそうでございますし、私もそうでございますけれども、政治を志した人間でございます。政治を志した人間が持つべき資質は何か。これはある有名な人間でございますけれども、こんなことを申しております。志、執念、凶太さ、根性、不敵なもの、そして一番そこにあるものは知性と見識だそうです。ぜひとも皆さんも町民のためになる、吉田町のためになる議会の改革を志しておられると思います。ぜひとも志、執念、凶太さ、根性、不敵なものを持って、皆さんのお持ちの知性と見識でもって、よりよい議会の基本条例をつくっていただきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

○議長（増田宏胤君） ありがとうございます。

◎開会の宣告

○議長（増田宏胤君） ただいまの出席議員数は14名、全員であります。定足数に達しておりますので、平成21年第4回吉田町議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（増田宏胤君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第114条の規定により、7番、永田智章君、8番、八木宣和君を指名します。

◎会期の決定

○議長（増田宏胤君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 異議なしと認めます。

本臨時会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

◎議案第73号～議案第76号の一括上程、説明

○議長（増田宏胤君） 続きまして、議案上程を行います。

第73号議案から第76号議案まで一括上程いたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 平成21年第4回吉田町議会臨時会に上程いたします議案の概要につきまして御説明申し上げます。

今回上程いたします議案は、条例の一部改正について3件、契約の締結について1件の合計4件でございます。

それでは、各議案につきまして御説明申し上げます。

第73号議案は、吉田町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、人事院の春の臨時勧告を踏まえるとともに、例年と同様に公務員と民間の給与比較を行ったところ、月例給、特別給ともに公務員が民間を上回っていることが明らかになり、公民格差を解消するため、給与の引き下げを行うとともに、自宅に係る住居手当の廃止、また期末・勤勉手当の引き下げを行う内容の条例改正をお認めいただくものがございます。

主な改正内容としましては、給与に関して行政職給料表（1級1号から56号給、2級1号から24号給、3級1号から8号給を除く。）及び技能労務職給料表（1級1号から68号給、2級1号から32号給を除く。）を平均0.2%引き下げするほか、特定任期付職員に適用する給料表も、1号給を除いて改正するものがございます。また、経過措置による給料別額の支給を受ける職員についても、算定基礎額に調整率を考慮して0.24%減額するものがございます。手当に関して一般職の期末・勤勉手当につきましては、人事院臨時勧告における6月賞与の凍結分0.2カ月を含み、合計で0.35カ月分を減額し、再任用職員の期末・勤勉手当及び特定任期付職員の期末手当につきましても、これら人事院勧告どおりの改定を行うものがございます。また、一般職員の自宅に係る住居手当も廃止するものがございます。

なお、附則関係としまして、この条例は、平成21年12月1日から施行するものとし、第2条及び第4条の規定は、平成22年4月1日から施行するものでございます。

また、本年4月から11月末日までの格差相当分の年間給与のみで解消するため、4月の給与に調整率0.24%を乗じて得た額に、4月から11月までの月数を乗じて得た額と、6月期の期末・勤勉手当の額に調整率0.24%を乗じて得た額の合計額を、給料月額引き下げ改定のあった者に限り、12月期の期末手当の額で減額調整するものでございます。

第47号議案は、特別職の職員で常勤のもの給料等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、本年の人事院勧告に基づき、特別職の期末手当につきまして年間支給月数を0.25カ月分引き下げるものとし、この支給に関しては、職員の支給方法と同様に、6月期の期末手当を凍結していた0.15カ月分を支給しないこととし、これを差し引いた残りの支給月数分0.10カ月分を12月期の期末手当から差し引くこととする内容の条例改正をお認めいただくとするものでございます。

なお、この条例は、平成21年12月1日から施行することとし、6月期の期末手当の規定は、平成22年4月1日から施行するものでございます。

第75号議案は、吉田町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、前の74号議案と同じく、教育長の期末手当につきまして、年間支給月数を0.25カ月分を引き下げるものとし、この支給に関しては、特別職の支給方法と同様に6月期の期末手当を凍結していた0.15カ月分を支給しないこととし、これを差し引いた残りの支給月数分0.10カ月分を12月期の期末手当から差し引くこととする内容の条例改正をお認めいただくとするものでございます。

なお、この条例は、平成21年12月1日から施行することとし、6月期の期末手当の規定は、平成22年4月1日から施行するものでございます。

第76号議案は、平成21・22年度吉田町ちいさな理科館新築請負契約の締結についてでございます。

本議案は、吉田町ちいさな理科館の新築工事につきまして、一般競争入札により契約金額8,400万円で日成建設株式会社、代表取締役小林 弘と請負契約を締結することにつきましてお認めいただくとするものでございます。

以上が上程いたします議案の概要でございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明申し上げます。

それでは、審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（増田宏胤君） 町長からの提案理由の説明が終わりました。

続いて、担当課長から詳細なる説明を順次お願いします。

総務課長、中村久義君。

〔総務課長兼防災監 中村久義君登壇〕

○総務課長兼防災監（中村久義君） 総務課でございます。

総務課からは第73号議案から第75号議案の3議案につきまして御説明申し上げます。

まず、第73号議案 吉田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

議案書の1ページから13ページ及び参考資料ナンバー1をごらんいただきたいと存じます。

本議案は、本年8月の人事院勧告に基づきまして、公務と民間の給与格差の率で平均0.2%を解消するため、初任給など若年層の給与などの一部を除いた給料月額を引き下げるとともに、自宅に係る住居手当の廃止、また期末・勤勉手当を引き下げを主とする内容の条例改正をお認めいただくとするもので、全体を5本立てにしまして施行項目の異なる改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、第1条の改正規定では、吉田町職員の給与に関する条例第8条の3第1項及び第2項中に規定されております住居手当のうち、自宅に係る住居手当として住宅の新築、購入後5年に限り支給される手当について廃止するものでございます。

また、第15条の5第2項中の12月期の期末手当の支給率を「100分の160」から「100分の150」に引き下げ、同条第3項中の再任用職員の12月期の期末手当の支給率を「100分の85」から「100分の80」に引き下げるものでございます。

また、15条の8第2項第1号中の12月期の勤勉手当の支給率を「100分の75」から「100分の70」に引き下げるものでございます。

また、別表第1及び別表第2に規定されております行政職の給料表の1級から3級の一部及び技能労務給料表の1級から2級の一部を除く給料表を改正するものでございます。

続きまして、第2条の改正規定では、第1条の改正規定による改正後の吉田町職員の給与に関する条例第15条の5第2項中の6月期の期末手当の支給率を「100分の140」から「100分の125」に引き下げ、同条第3項中の再任用職員に対する6月期の期末手当の支給率を「100分の75」から「100分の65」に引き下げ、同じく再任用職員の12月の期末手当の支給率を「100分の80」から「100分の85」に引き上げるものでございます。

また、第1条の改正規定による改正後の第15条の8第2項第2号中の、「6月に支給する場合においては」及び、「12月に支給する場合においては100分の40」を削ることにより、再任用職員の6月期、12月期の勤勉手当の支給率をともに「100分の35」とするものでございます。

続きまして、第3条の改正規定では、吉田町一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条第1項の給料表を改正するものでございます。また、第8条第2号中の特定任期付職員に対する勤勉手当、業績手当の支給率を「100分の170」から「100分の165」に引き下げるものでございます。

続きまして、第4条の改正規定では、第3条の改正規定による改正後の吉田町一般職の任期付職員の採用等に関する条例第8条第2項中の特定任期付職員に対する勤勉手当、業績手当の支給率を「100分の160」から「100分の145」に引き下げるものでございます。

続きまして、第5条の改正規定では、吉田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年吉田町条例第2号）、附則第6項の規定に基づく経過措置の文言の一部を改め、算定基礎額を0.24%引き下げるものでございます。

なお、附則第1項につきましては、この条例は、平成21年12月1日から施行し、第2条及び第4条の改正規定は、平成22年4月1日から施行するものとし、同附則第2項におきまして、本年4月から、この改定の実施の日の前日までの期間に係る格差相当分を年間給料のみで解消するため、4月の給与に調整率0.24%を乗じて得た額に、4月から11月までの月数を乗じて得た額と、6月期の期末・勤勉手当の額に調整率0.24%を乗じて得た額の合計額に相

当する額を、給料月額引き下げ改定のあった者に限り、12月期の期末手当の額で減額調整することとし、同附則第3項におきまして、この条例の施行に関し必要な事項については、規則委任とするものでございます。

第74号議案 特別職の職員で常勤のもの給料等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

議案書の14ページ、15ページ及び参考資料ナンバー2をごらんいただきたいと存じます。

本議案は、本年の人事院勧告に基づきまして、特別職の期末手当につきまして、年間支給月数を0.25月分引き下げることとし、この支給に関しては、職員の支給方法と同様に、6月期の期末手当を凍結していた0.15月分を支給しないこととし、これを差し引いた残りの支給月数分0.10月分を12月の期末手当から差し引くことを主とする内容の条例改正をお認めいただくとするもので、全体を2本立てにしまして、それぞれ執行日の異なる改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、第1条の改正規定では、第2条第2項中に規定されております12月期の期末手当の支給率を「100分の230」から「100分の220」に引き下げるものでございます。

続きまして、第2条の改正規定では、第1条の改正規定による改正後の第2条第2項中の6月期の期末手当の支給率を「100分の210」から「100分の195」に引き下げるものでございます。

なお、附則につきましては、第1条関係の改正規定では、平成21年12月1日から施行し、第2条関係の改正規定は、平成22年4月1日から施行するものでございます。

第75号議案 吉田町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

議案書の16ページ、17ページ及び参考資料ナンバー3をごらんいただきたいと存じます。

本議案は、前74号議案と同じく、教育長の期末手当につきまして年間月数を0.25月分引き下げることとし、この支給に関しては、特別職の支給方法と同様に、6月期の期末手当を凍結していた0.15月分を支給しないこととし、これを差し引いた残りの支給月数分0.10月分を12月期の期末手当から差し引くことを主とする内容の条例改正をお認めいただくとするもので、全体を2本立てにしまして、それぞれ執行日の異なる改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、第1条の改正規定では、第3条第3項中に規定されております12月期の期末手当の支給率を「100分の230」から「100分の220」に引き下げるものでございます。

続きまして、第2条の改正規定では、第1条の改正規定による改正後の第3条第3項中の6月期の期末手当の支給率を「100分の210」から「100分の195」に引き下げるものでございます。

なお、附則につきましては、第1条関係の改正規定は、平成21年12月1日から施行し、第2条関係の改正規定は、平成22年4月1日から施行するものでございます。

以上が総務課からの3議案についての御説明でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（増田宏胤君） 次に、教育委員会事務局長、高橋政旨君。

〔教育委員会事務局長 高橋政旨君登壇〕

○教育委員会事務局長（高橋政旨君） 教育委員会事務局でございます。

本臨時会に上程いたします第76号議案 平成21・22年度吉田町ちいさな理科館新築工事請負契約の締結について御説明いたします。

提出議案の18ページ、19ページと参考資料ナンバー4をごらんいただきたいと思います。

地方自治法第234条の規定に基づき一般競争入札に付した平成21・22年度吉田町ちいさな理科館新築工事請負契約の締結について、議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

契約の目的でございます。平成21・22年度吉田町ちいさな理科館新築工事請負契約。契約の方法は、一般競争入札による契約でございます。契約金の金額は、8,400万円。契約の相手方は、静岡市駿河区寿町6番25号、日成建設株式会社、代表取締役小林 弘と契約するものであります。

参考資料1ページをごらんください。

入札結果表であります。7条での入札となり、日成建設株式会社が8,000万円で落札したものでございます。

続きまして、2ページから10ページ、工事概要書、イメージ図及び平面図等をごらんいただきたいと思います。

建物の建築面積、264.97平方メートル、延べ床面積は284.83平方メートル、構造は鉄筋コンクリートづくり2階建てであります。

施設のコンセプトは、自然に触れるとともに、実験、観察、工作などを通して子供たちに薄れかけている自然科学に対する興味や関心を喚起するほか、学校外でも子供たちに夢と刺激を与え、一人一人に科学への扉を開かせる場所といたします。

施設の内容といたしましては、ラボ1、ラボ2、オープンラボ、ギャラリー、倉庫1、倉庫2及び事務室で構成されております。ラボ1とラボ2は、オープンラボを挟み北面に配置し、直接外に出られるよう設計してあります。

ラボ1は、ものづくりを通してものの仕組みや自然の原理を覚えることを目的として、工作を通して行う物理実験をメインとする部屋でございます。

ラボ2は、実験観察を行う部屋で、流し、ガス、水道を備えた化学・生物等をメインとする部屋でございます。

オープンラボは、画像を通して視覚に訴える学習をする場で、左右のラボ1、ラボ2の仕切りを外せば広いスペースを活用した実験を行うための場所となるものでございます。

ギャラリーは、吉田町の自然を写した写真、地域の産業の紹介、吉田町の歴史に関するもの、その他自然科学に関するものなどを展示するため入り口付近に設けてございます。

倉庫1及び倉庫2は、実験を行うためにつくられた材料や備品を置く場所で、倉庫2は暗室となる構造とし、暗やみでの実験ができるようになっております。

倉庫に通じるデッキ部分は、吹き抜けの天井を利用して落下実験を想定しております。

事務室は、来客者がわかるよう入り口正面に配置し、事務をとるスペースとともに、薬品類の保管もできるように物品棚も設置できるように設計してあります。

ラボ1、ラボ2、オープンラボからは、直接外に出て、雨の日でも野外での実験ができるにう片流れの屋根を長く延ばしたオープンテラスとしております。

工事につきましては、工事の責任の明確さや工程・品質の管理体制の統一、工期の短縮な

どの理由により単独業者への一括発注とさせていただきます。

制限つき一般競争入札とし、平成21年11月2日に入札執行いたしました。

議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格が5,000万円以上でありますので、議会の議決をお願いするものでございます。

なお、工期につきましては、議決をいただいた場合は、平成21年11月30日着工、平成22年6月30日完成とさせていただきますと思っております。

以上、76号議案について御説明いたしました。よろしく御審議お願い申し上げます。

○議長（増田宏胤君） 以上で提出議案の説明が終わりました。

◎議案第73号の質疑、討論、採決

○議長（増田宏胤君） 第73号議案 吉田町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。

9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） 9番、大塚です。

3点ほど質問をしたいと思っておりますので、お願いいたします。

1点目ですけれども、今回の人事院勧告により吉田町の職員の給与が減額をされるということで、一般行政職については4級、5級、6級ということ、そして技能職では3級ということで若年層に配慮をしたということでもありますけれども、吉田町の職員で、今回、この対象になる職員の平均勤続年数、また平均の年齢がどのようになるのかお教えをいただきたいと思っております。

それからあわせて、これによりまして、平均の給与月額の変化が21年1月1日現在と比較してどのぐらいの減額を見るのか教えていただきたいと思っております。

それから、2点目ですけれども、今回、住居の手当のほうも廃止をされるということでもありますけれども、住宅手当を受給していた職員の数、これを教えていただきたいと思っております。住宅手当の廃止による減額の効果、額というものも教えていただきたいと思っております。

それから、3点目ですけれども、任期付の採用職員の件でございますが、1号給は今回対象外ということになっております。1号給の減額を行わなかった理由と、それから現在いる任期つき採用職員で減額の対象者がいるかどうかということもお願いいたします。

以上です。

○議長（増田宏胤君） 総務課長、中村久義君。

○総務課長兼防災監（中村久義君） 平均の勤務年数ですか。それと年齢については、すみません、調べていないです、持ち合わせていないので御勘弁願います。

それから、月の減額でございますけれども、月の減額というより一般職の全部の減額ですね。1年間の減額でございますけれども、給料につきましては、約117万4,000円が給料の分で一般職で4月から3月まで減るということでございます。それから、賞与が6月の分については1,236万1,000円、それから12月については967万1,000円、全体で、全部で2,320万6,000円ばかり。申しわけないです、月の分は一般職についてはありませんので、全体でこ

のくらい減るということでございます。

それから、次が……。

〔「住居手当」の声あり〕

○総務課長兼防災監（中村久義君） 住居手当ですね。住居手当の件数は、すみません、出してございませんけれども、全体では9万円ほど減額になります。それから、任期採用職員の件でございますけれども、これは人事院勧告どおりということでございます。うちのほうは任期付採用試験は今のところございません。

大変申しわけないですけれども、件数につきましては、後で答えさせていただきたいと思っております。

○議長（増田宏胤君） 9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） 9番、大塚です。

ちょっと答弁いただけないものですから、非常に困っておりますが、先日、政府がデフレ宣言を行ったことによりまして、こうした公務員の給与もまた減るということで、その影響というのがどのように出てくるのかということ懸念もしているわけでございますけれども、今回は、若年層には配慮をしたということでありますので、私が今課長にお聞きしたのは、その逆になりますけれども、減額の対象になる職員の一般行政職という4級、5級、6級、これが全体の24.2%ということ、資料で確認をしておりますけれども、あとは技能職ですね、技能職の3級といいますと、我が町という主任の給食員になりますかね。一般職については、統括以上の職員の方が減額の対象になるということ、そういうことで、今回減額の対象となるこうした統括以上、統括、課長補佐、課長の勤続年数と、それから平均年齢というものを聞きしておきたかったわけでありますので、課長の持ち合わせている中で、もし答えが再度求めていただければ、大変ありがたいというふうに思います。

それから、住宅手当の対象者もちょっとわからないということで答弁いただけませんでしたけれども、額としては9万円ということですが、吉田町の職員で、現状住宅手当を支給されていた者ということでお聞きをしましたが、これは、9万円ということは限られた職員の数ということでおおむね判断してよろしいので、住宅の場合は賃貸と、それから新築して5年の人たちに支給していたものというふうに理解いたしますけれども、数としたら、この9万円というのはどのような数になるのかということをお聞きしておきたいと思っております。

それから、任期付採用職員というのはいらないということ、これは人事院の勧告どおりということよろしいのでしょうか。お願いします。

○議長（増田宏胤君） 総務課長、中村久義君。

○総務課長兼防災監（中村久義君） それこそ先ほど申しましたように、件数と平均年齢ですか、そのほうがちょっと持ち合わせていないものですから、また後ほど報告させていただきます。

住宅手当につきましては、これだけ12月から減りますよということですね。今まで9万円払っていたものですから、9万円が、要は4月から11月までですか、その分だけの分がこのくらいありますよということです。

先ほど大塚議員が言いました、統括以上が対象にならないよということじゃなくて、この議案書の12ページかな——にもありますように、行政職の1級は、1号給から56号給までは給料変わらないよということ、2級につきましては1号給から24号給まで変わらないよとい

う、それから3級につきましては1号給から8号給までは給料変わらないよということがございます。それ以上の方は、いずれかの引き下げの対象になっていますよということです。0.2%ですか、その分の対象になっていますよということです。ですから、4級から以上が全部対象だということではないと思いますが、その点だけちょっと。

○議長（増田宏胤君） 9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） 私の理解がなかなかいかなくて申しわけないですけども、そうしますと、この条例改正により対象となる職員というのは、わかりやすく言うとどのような方になるのでしょうか。今、課長が説明した1級の1号給から56号給とかという話がありましたけれども、平たく言うと、職員の中で対象になる方というのはどのような方で何人いらっしゃるかとすることはわかりますでしょうか。

○議長（増田宏胤君） 総務課長、中村久義君。

○総務課長兼防災監（中村久義君） 1級の方は全部で42人いますけれども、2人が改定の対象になります。ということは給与減るということですね。それから、2級につきましては42人います。42人中22人が改定の対象ということです。3級の方は全員改定の対象です。ですから、主査以上は全部改正になるということでございます。

○9番（大塚邦子君） 終わります。

○議長（増田宏胤君） ほかに質疑ありませんか。

5番、藤田和寿君。

○5番（藤田和寿君） 5番、藤田でございます。

まず、第1条の給与の住居手当の件でございます。除く規定が第9条の3にございまして、町が設置している公舎を貸与され使用料を支払っている職員と、その他規定で定める職員を除くということでございます。今、同僚議員から、全体で9万円ということでありまして、除かれている職員ですね、どのような方々か、また町が設置している公舎を貸与され使用料を払っているということでございますので、その使用料を払っているといえますと、賃貸でお借りしている形と同じような認識であるんですが、この点についての規定の説明をお願いしたいと思います。

続きまして、今、行政職員の人数の報告を受けたわけですけども、再任用職員の方々が1級から6級まであるわけですけども、我が町には人数の明細を教えてくださいたいと思います。

以上です。

○議長（増田宏胤君） 総務課長、中村久義君。

○総務課長兼防災監（中村久義君） 住宅手当の町が設置している公舎を貸与されるということでございますけれども、これにつきましては、副町長の分がここに入っております。

あと、すみません、住居手当の対照表を見ていただければわかるかと思いますが、省いたものにつきましては、今の住居手当の、自前の持ち物とか購入されて5年間というようなものの条例が、第1項ですか、入っているものですから、その分を除いたということでございます。だから、それ以外の分ですね、借りているものについては従来どおりお支払いしようということでございます。

再任用職員につきましては4人いらっしゃると思いますが、すべて、1人は3級の方と1人は6級の方というようなことです。3級の方はまた常時というようなあれじゃなく

て、ちょっと計算の仕方がありまして、3級の再任用の給与をそのまま使ってはございません。

以上でございます。

○議長（増田宏胤君） 5番、藤田和寿君。

○5番（藤田和寿君） 今の住宅手当で、条例中に載っている以外のものということですが、その他規定でということでございますので、その規定というものを説明をいただきたいと思うんですが、具体的に、臨時職員は除くとかそういったような認識の縛りなんですかね。ちょっとその辺のところは理解できないものですから、その点についてお願いしたいと思います。

公舎に関しましては、該当者がお一人だということなんですけれども、使用料を支払っている職員ということになりますから、使用料をお支払いしているんですか。その辺確認したいんですが。お願いします。

○議長（増田宏胤君） 総務課長、中村久義君。

○総務課長兼防災監（中村久義君） すみません。給与規則に定まっているものですから、その額等は別に今定めていないと思います。だから、さっき言いました、公舎を貸与されというのは副町長じゃなかったようでございます。すみません。

まことにすみません。それこそ、今、藤田議員の言っている規則で定めている職員を除くということですが、これにつきましては、なしということでございます。

○5番（藤田和寿君） 1回目の質問が、今、第2回目の回答で答弁が変わっているものから、1回目の質問をもう一度お答え願いたいと思います。

○議長（増田宏胤君） 総務課長、答えられますか。

ここで暫時休憩します。

再開は10時とします。

休憩 午前 9時48分

再開 午前10時00分

○議長（増田宏胤君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

よろしいですか。

総務課長、中村久義君。

○総務課長兼防災監（中村久義君） もう一度新たに藤田議員の質問にお答えさせていただきます。

第1条の町が設置している公舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他、他規則で定める職員を除くということでございますけれども、これは、うちのほう、一切ございません。規則云々というのは、給与規則のほうに定めておりますが、これも対象にはなっておりません。

以上です。

すみません、大塚議員の質問でございますけれども、それこそ対象の人の平均年齢というのは、これはすぐ簡単に出ないものなんですけれども、全部の一般行政職の平均年齢とか年数で

すね、勤務年数はわかりますけれども、それこそ先ほど言った今度減額になる対象の方の全部の年数と平均年齢は、少し簡単には出ないものですから、お時間をいただきたいと思えます。

ちなみに、全部の一般行政職の平均年齢でございますけれども、20年度版でございますけれども、21年ですか、21年の場合で39.8歳、それから平均経験年数が17.3、それから平均給料月額です、これにつきましては28万9,500円でございます。平均給料月額が28万9,500円ということでございます。

それから、先ほど住居手当ですね、住居手当の対象人数でございますけれども、9名でございます。

○議長（増田宏胤君） ほかに質疑ありませんか。

4番、杉村嘉久君。

○4番（杉村嘉久君） 4番、杉村です。

参考までにお聞きしますけれども、人事院勧告に沿ってといたしますか、毎年変更されておられるということで、一応、今民間企業ですね、特に中小企業の場合、非常に厳しい経営状況に置かれているところが多いわけですね。そうすると、これは改定されるに当たって、その町内の地場の産業といたしますか、地場の企業ですね、そういったところの実態といたしますか、そういったものは一応参考にはされているかどうか。

それから、これは職員にはまだ、まだといたしますか、人事考課というのは反映されているかどうかということ、その2点ですね。

それから、地場企業の、今、職員の平均勤続、それから年齢言われましたけれども、地場の把握されている、その辺の39歳の百八十何万と言われますけれども、その幅といたしますか、差も、もしおわかりになったら、ちょっと教えていただきたいと思えますけれども。

○議長（増田宏胤君） 総務課長、中村久義君。

○総務課長兼防災監（中村久義君） それこそうちのほう、人事委員会を持っておりません。静岡県、例えば静岡市とか浜松市の政令市は持っておりますけれども、うちのほうは持っていないで、それだからということじゃないですけれども、地元の企業の給与等は調査してございません。あくまでも人事院の1万1,100社かな、それを対象にして回答が8,900社ぐらいですか、あったものについて、先ほど言ったように給料でいくと0.2下げるといようなことで来ておりますものですから、それに応じてということですね。ボーナスについては4.19かな、民間が。それを公務員の場合が、今までだと4.5ですか、ですからその分を0.35下げて0.15にするというような勧告が出ていますので、それに沿ってうちのほうもやらせてもらってということでございます。

○議長（増田宏胤君） 4番、杉村嘉久君。

○4番（杉村嘉久君） すみません、人事考課についてはどうなんですか。反映されているかどうか。

○議長（増田宏胤君） 総務課長、中村久義君。

○総務課長兼防災監（中村久義君） はしておりません。

○議長（増田宏胤君） 4番、杉村嘉久君。

○4番（杉村嘉久君） そうしますと、まあ言葉は悪いですけども、やってもやらんでも同じように給料が上がっていくと、そういうことで理解してよろしいですかね。採用が同じで

あれば、10年、20年、ずっと全員が同じように昇給されていくということ、そのように理解してよろしいですか。

○議長（増田宏胤君） 総務課長、中村久義君。

○総務課長兼防災監（中村久義君） 10年いれればずっと上がっていくということ、それにつきましては、人事評価につきましては、今、構築中でございますものですから、今までどおりに年功序列とか、どんどん上がっていくというようなことはないと思います。それはその人事評価で、まだはっきりしていませんので、そこら辺は何とも言えませんが、そういうことにはならないと思います。ボーナスにもそういうような評価を受けてくるんじゃないかなと思います。

○4番（杉村嘉久君） 了解。

○議長（増田宏胤君） ここで質疑を終結します。
討論を行います。

[発言する人なし]

○議長（増田宏胤君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（増田宏胤君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第74号の質疑、討論、採決

○議長（増田宏胤君） 日程第4、第74号議案 特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（増田宏胤君） 質疑を終結します。

討論を行います。

[発言する人なし]

○議長（増田宏胤君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（増田宏胤君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第75号の質疑、討論、採決

○議長（増田宏胤君） 日程第5、第75号議案 吉田町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 質疑を終結します。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○議長（増田宏胤君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第76号の質疑、討論、採決

○議長（増田宏胤君） 日程第6、第76号議案 平成21・22年度吉田町ちいさな理科館新築工事請負契約締結についてを議題とします。

質疑を行います。

13番、八木 栄君。

○13番（八木 栄君） 13番、八木 栄です。

資料の中の図面の中を見ましたけれども、この建物の形とかというのは、図書館に合った形で大変いいと思います。それから、中の平面図もなかなかいいなと、そういうふうに思いますけれども、一つ残念というか気になったのは、地下にピットがあって雨水を利用するようなことは、先ほど水を利用したということで伺っているんですけども、太陽光のソーラーがこれに、屋根にのってれば、本当に理科館として、環境問題とかいろんなことに対して考えてあるな、ソーラーを使って、そういうことの勉強ですか、そういうこともできるなということで自分は思ったんですが、それがなかったものですから、なぜこれが、ソーラーがついていないのか、その辺をお伺いします。

○議長（増田宏胤君） 教育委員会事務局長、高橋政旨君。

○教育委員会事務局長（高橋政旨君） 教育委員会事務局でございます。

今、議員がおっしゃられるように計画というんですか、案の中では、いろいろ建設委員、運営委員の中でも議論は出ました。ただ、今のこういう経済状況の中で、この町の財政の中で設計組んでいくと、どうしても外さざるを得なかったと。将来的には、規模は大きい小さ

いはあるかと思いますが、それに向かつては、状況を見ながら、これから増設は考えていかなければいけないというようには考えております。

以上でございます。

○議長（増田宏胤君） 13番、八木 栄君。

○13番（八木 栄君） 13番、八木です。

後でやるよりも、今、これ建つときやったほうが経費がかからないですよ。実際、後でやったのと今ここでついでにやるのと比べれば、今、ついでにやったほうが、全然安く上がると思うんですよ。それで、ソーラーということで補助も何とかもしかしたら出るかもしれないという話も、その辺も調べないとわからないですけども、ソーラーということで補助金もどうかなということもあるし、やっぱり理科館ということで、せっかく建つもので、本当に自分はそう思うですよ。それで、この間保育園のとき、入札差金が出たので設計変更なんかして、一応したもので、これも金額もう決まっていますが、上乘せというか、そういう形で、できたらソーラーをつけてもらったほうが、僕はそれなら賛成というか、十分、本当の理科館という感じがしてためになるんじゃないかなと思うもので、なぜそれをやらなかったかなど。本当に、ただ予算だけのものであったら寂しいなと思うですよ。だから本当に理科館という考えて建てるなら、あって当然だなと思うですよ。公共施設が、そういう形でソーラーとかそういう環境問題のことをやっていけば、ほかの企業なんかも続けてやってくれると思うし、やっぱりそういうお手本も示したい、示していけないかなど、そういうふうにするので、その辺でいま一度それを検討するというんですか、そういうことができるかどうかお伺いしたいですけども。

○議長（増田宏胤君） 教育委員会事務局長、高橋政旨君。

○教育委員会事務局長（高橋政旨君） 教育委員会でございます。

今、議員がおっしゃられるような差金というんですか、そういうことも若干頭にはあるんですけども、とにかくこの経済で、言われることは非常にごもつともな御意見ですので、また御相談させてもらいたいと思います。

以上でございます。

○議長（増田宏胤君） 13番、八木 栄君。

○13番（八木 栄君） 13番、八木です。

先ほど伺った工期が21年から22年にわたって行われる工事で、7カ月ということで、ちょっと今からもう1回考え直しても、時間的には十分間に合うと思うですよ。そういうことも踏まえて、要望になってしまうかもしれないけれども、できれば僕はソーラーをつけたほうがいいと思うので、そういうもう1回、ソーラーという意見が出たんですけども、どうですかという、そういう話の場を設けることができるかできないか。お伺いしたいですけども。

○議長（増田宏胤君） 教育委員会事務局長、高橋政旨君。

○教育委員会事務局長（高橋政旨君） 先ほど御説明したように、これがお認めいただければ、11月30日から着工に入る予定でおります。その前に、12月の月上旬に最後の、ことしは建設委員会をちょっと開催する予定で、今、日を調整しておるわけですけども、そんな中とか運営委員会の中で、余裕はある、若干の探せる時間はあると思いますので、議員さんから出ました御意見、そういうことは皆さんに検討というんですか、御相談させてもらうような場をと

りたいと、時間を割きたいと思っております。

以上でございます。

○13番（八木 栄君） 了解。

○議長（増田宏胤君） 9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） 9番、大塚です。

今、同僚議員から太陽光のソーラーパネルの提案があったわけですがけれども、課長の答弁も聞いていましたけれども、その前に、私は、関連になりますけれども、図書館にたしかソーラーの設置がされておりますよね。理科館のほうのソーラーパネルの整備を考える前に、実際図書館のソーラーパネルの活用状況、これをしっかり検証してもらいたいと思います。今の課長の答弁ですと、同僚議員の意見を、今後建設委員会等に諮って相談をしていくということが今出されましたけれども、それが議会の意見とされると、私はちょっと意見がございまして、図書館にも今ソーラーパネルが実際動いておりますので、その活用が、図書館と理科館は隣り合わせですので、連携をもって、生きた資源を使うということも私は考えていただきたいというふうに思いますので、意見を述べさせていただきました。

私の質問を何点か伺います。

まず、ちいさな理科館は21年、22年の計画ということで進められていますね。本年度の予算が3,400万円と、当初予算で計上されておまして、このたびの契約が、消費税の込みで8,400万円ということになっております。この来年度にまたがる予算になりますけれども、来年度の予算額と、それから財源確保は大丈夫ですかということをお伺いしておきたいと思っております。もちろん来年度の事業費というのは、この建設費だけではなくて、そのほかの備品等、それから中の運営費等もあると思っておりますが、当局で今検討されている来年度のちいさな理科館の総事業費というものをどのように見積もりをされているのかお伺いしておきたいと思っております。

それから、2点目ですけれども、今回、図書館の敷地の中にちいさな理科館が設置をされるということでございますけれども、緑のデザイン賞を受賞しているという場所でございますので、景観への配慮と申しますか、せっかく緑のデザイン賞を受賞した緑の空間でありますので、そこら辺の影響というのが、実際どんな配慮がされているのかということをお伺いしておきたいと思っております。

それから、実際に11月30日から工事が始まりますと、図書館の開館というのがどうなっていくのかなというふうに思いますので、工事期間中の図書館の運営状況というのをお伺いしておきたいと思っております。

それから、建設されるまでの間ですけれども、来年の7月オープンということでございますけれども、それまでの期間、ちいさな理科館の窓口の担当というのは、どのような体制になっているのかお伺いしておきたいと思っております。

それから、すみません、追加でもう1点ですけれども、今回入札の結果を見まして、7社の参加があったけれども、5社が辞退をされて、2社の競争となったというふうに理解しておりますけれども、いろいろこの結果は、見方、考え方があろうかと思っておりますけれども、私は町の予定価格の算出の根拠というものも聞いておきたいというふうに思います。

それから、日成建設株式会社が請負をするということの提案なんでございますが、日成建設の当町における実績というものがあるかどうかということをお願いいたします。

○議長（増田宏胤君） 教育委員会事務局長、高橋政旨君。

○教育委員会事務局長（高橋政旨君） 教育委員会事務局でございます。

先ほどの一番初めの、図書館にもソーラーがあると。もちろん、今、八木議員が言われたように、その話し合いということは、僕、先ほど答弁させていただいたんですけれども、それを含めまして検討材料にさせてもらうという意味でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、次は財源関係でございますけれども、一応債務負担行為を出させていただきまして、1億円ということでことしと来年お願ひしてあって、ことしは3,500万、それでことしが4,500万の中で、失礼、来年が8,500万、全部で1億円ぐらいの財源を今お願ひはしてあるわけですが、委託料に450万、それでことしのあと残りの工事費が3,000万、その残りが来年の工事費のほうに充てるというふうには、建物については考えていただきたいと思ひます。

それから、今言われた備品関係でございますけれども、今、来年度の予算の折衝中ございまして、どうしても施設備品であるとか事務備品というのは、今、細部を詰めておるところでございまして、まだ数字をちょっとははっきり言えないんですけれども、数百万ぐらいのお金にはなるかというふうには考えております。

それから、緑のデザインの空間の関係としてでき上がった後の関係でございますけれども、皆さん御存じのとおり、あそこは東名川尻線がございます。それで、一応、全体計画はできております。その中に今度理科館が入るものですから、そこも今の全体計画をもとにやっていくと。景観を、緑の空間を確保していくということで、そんなにあそこに立っても、今、木を抜くとかということとはございせんものですから、そんなには変わらないものですから、大体の様子が、今あるところに今のその建物、二百何平米の建物が建つという形で、今、御想像いただければ間違ひないかと思っております。

それから、図書館の運営でございます。これは今までと変わりございせん。建設中ございまして、図書館のほうの入館者に迷惑にならないように工事屋に指導しまして、現場をちゃんと確保しましてやっていきたいと思っておりますので、その点は心配ないようにしていただきたいと思ひます。

続きまして、その窓口ですね。その間の担当の窓口は、一応、教育委員会事務局で担当を一人つけて工事の担当を運営をしていく、運営というか工事に対処していくと、そういう考えでおりますので、事務局のほうで担当するというふうには考えていただきたいと思ひます。

それから、入札の関係でございますけれども、いろいろ設計に当たっては、あれやこれやで、私たちは素人だものですから、いろいろやっぱりその関係した運営委員さん、建設委員さんのそういう御意見をいただきながら、設計屋のほうへ要望とかいただきまして、今の設計金額に定めたわけでございます。やっぱり特殊なものでございせんものですから、こういう結果になるのかなというふうには想像はしておりました。

日成建設の関係でございます。入札落札業者であります日成建設は、今のところ、吉田町には経験はありません。初めてのところというふうには聞いております。

以上でございます。

○議長（増田宏胤君） いいですか。

○9番（大塚邦子君） はい、了解。

○議長（増田宏胤君） 2番、枝村和秋君。

○2番（枝村和秋君） 2番、枝村です。

それこそ21年度も税収の落ち込みがありまして、私が老婆心ながら心配するのは、理科館の、先ほどは総事業費とか設備品は数百万とかと言われたんですが、運営経費ですね、運営経費は人件費あるいは維持費です。これどのぐらい算定見込みしているのかどうかということと、あとは、当然建物ができれば、そこには人が千客万来で来てほしいという意味もあります。そういうことを踏まえて、職員体制はどのように考えているか。過去にもこういうような質問は出て、当然建設委員だか運営委員だかって、そのようなところで検討しているというお話でしたが、いざこの段階になりまして、その辺はもう詰めてあるんじゃないかと思ひまして、お聞きいたします。

まず、その2点お願いします。

○議長（増田宏胤君） 教育委員会事務局長、高橋政旨君。

○教育委員会事務局長（高橋政旨君） 教育委員会事務局でございます。

まず、1点目の人件費を公務員の場合、維持費という形でございますけれども、維持費としましては需用費であるとか役務費の関係、それからそういう等々で、それこそ五、六百万ぐらいの経費を今見込んでおります。計画は立てております。

それから、2番目の職員体制でございますけれども、当初でございますものですから、非常勤という形でスタートをさせていただきます。というのは、今の運営委員さんを中心をお願いをいたしまして、その臨時とか云々ということではなくて、講師依頼で完了がてらやっていたという形を今とって、それでスタートして徐々に形をつくり上げていくというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（増田宏胤君） 2番、枝村和秋君。

○2番（枝村和秋君） このような財源規模ですので、なるべく少ない経費でということの努力はお願いしたいと思います。

それで、前に一度、ちょっと聞いたことがあると思うんですが、建物の敷地にかぶるところが、地権者1名のようなことをちょっとお聞きしたことがあります。現在は借地の、町との契約書を多分交わしているとは思いますが、その上に上物が建つよと。当然、更地の契約と、その上で建物建つということになりますと、またその辺の条件というですかね、その辺の地権者との話し合いというか、どうなっているのか、その辺をお聞きします。

それからもう1点、現在、あそこの建設予定地はたくさん、何ですか、グラウンドゴルフをやる人が多くて、建設の、この参考資料の7ページ見ますと、建物を建てても、まだあいている部分があって、グラウンドゴルフというか、利用できるのかという声がありまして、その辺の、先ほども緑のデザインの関係とか全体計画に基づいてとかとは言っておりますが、その利用についての考え方はどのように考えているか、ちょっとお聞きいたします。

○議長（増田宏胤君） 教育委員会事務局長、高橋政旨君。

○教育委員会事務局長（高橋政旨君） 教育委員会でございます。

建物は、今の図書館の敷地の関係でございますけれども、敷地の関係にございましては、今、借地で、ほとんどグラウンドに回しまして、8人の方からお借りして、面積としましては1万3,110平方メートルが借地と。まだ残が残っております。この残っている借地の関係

につきましては、図書館との契約でございますものですから、図書館をこういう計画が出た時点、または建築確認を出す段階、または土地利用、そういうあれが固まってきた段階で、全地主さんにその旨をお話しさせてもらって、同意というのですか、それをいただいております。

それから、この例のでき上がった後の空間というのですか、今やられている。実はあれはグラウンドゴルフ場ではございませんので、これだけはちょっと基本に置いていただきたいんですけども、今までは利用できるものは利用していただいて結構ですよという形で固まるまで、うちのほうの計画としましては、東名川尻ができて、ある程度の幹線道路ができて、全体計画が決まった後、もう一度手を入れるところは入れようと。絵はできておるんですけども、そういう形で来て、当分の間は地元の方に御利用できれば。ただ、一応広場とか公園という形になっておりますので、くれぐれもグラウンドゴルフだけの、グラウンドゴルフ場というものではないということを前提にお話をさせていただきたいと思います。もちろん、今、完成されますと、この絵を見ても5分の3以上ぐらいの空地が、絵の上で、ざらでございますけれども、あくようになりますものですから、それは御利用になられる場合はやっていただいて、または地元の子供たちとか、そういうものも含めた中で、ちょっとうまくやっていただければ結構だというふうに思っております。

ただ、工事中は、ちょっと工事車両とかそういうもの、それから特に図書館のほうの入場者の安全も確保しないかんものですから、ちょっと多目に区切りをさせていただくような予定しております。これは、後日、今グラウンドゴルフをやられている方の代表者と現地で、ちょっとこの辺ぐらいまでは無理をさせていただけないということで、この辺の上でいくと半分ぐらいのところ、一応バリケードみたいな、そういう形で工事車両が入るものですから、それで建物がある程度完成に近づけば、ちょっと減ってくるような感じになるんですけども、とにかく図書館の入館者を安全に導きたいということが前提でございますので、その辺御理解願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（増田宏胤君） 2番、枝村和秋君。

○2番（枝村和秋君） 当然、グラウンドゴルフだけじゃなくて、みんなの広場ですものであるという関係、わかりました。当然、工事期間中も使用は、皆さんの安全の面で控えていただくということはわかりました。

一つ、お願いですが、今利用している人が、結構やっぱり聞かれますもので、いま一度代表者か、だれでも結構ですけども、その辺の話を、先ほど工事期間中が来年の6月30日までということ、一応その辺のめどがわかっているならば、その辺の、いま一度お話ね、過去にもしていただいているとはいうことですが、いま一度お話ししていただければ、私もわかった以上は、そうやって答えることができますけれども、当局のほうからも言っていただければ、地域の理解が得られるんじゃないかということを思います。これ要望ですから、答えは結構です。終わります。

○議長（増田宏胤君） ほかに質疑ありませんか。

5番、藤田和寿君。

○5番（藤田和寿君） 5番、藤田和寿でございます。

二、三御質問させていただきます。

まず、入札についてでございます。

今回、制限つき一般競争入札ということで、このちいさな理科館について、先ほど同僚議員の質問に対しまして事務局長のほうから特殊な建物だということで御発言があったわけで、その辺のところ、特別、それは理科館ということで目的に応じた制限がついたかどうかということをお尋ねいたします。

また、最近の建物のさゆり保育園、総合障害者施設もそうですが、町内業者が入札等の参加というのは、どうも少ないのではないかなと思われるわけでございますが、その辺のところ、制限がついてしているのか、それとも参加していないのか、ちょっとわかりませんが、その点について2点目お尋ねいたします。

次でございますけれども、先ほど同僚議員からもあったわけですが、入札結果を見て、今の経済環境下において辞退が非常に多いなといったところで、この入札の設定価格及び応札ですかね、決定したんですが、そこについて、当局としての考えをお示し願いたいと思います。

続きまして、財政的な見地からお尋ねいたします。

平成22年度税収の落ち込みが避けられないという状況の話は、どこもそうだと考えるわけでございます。2カ年にわたります事業ということで、そこを踏まえての当初からの予定ではあるわけでございますが、現在、来年度当初に向けて作業を進められているわけございまして、その点について、この事業、どうしても今回詰めなきゃならないのか。そういったところの財政的な裏づけ、この予算をほかのほうへ回すことによって削らなければならない予算ができる可能性もありますし、その辺の御検討をされてのことだと思っておりますが、当初の情勢と足元の経済の動向も変わっておりますので、その辺について庁舎内で議論をされたのか、その結果についてのお話をお願いしたいと思います。

最後ですけれども、運営についてでございます。

運営については、先ほど、今、事務局長のほうから12月の頭に建設委員会、運営委員会開かれるということでございますけれども、今ここで、今回議決をしますと、来年6月いっぱいにはできるわけで、それ以後の、どのような状況で運営していく、ボランティアの方々のような形でやっていくかというのが見えていません。そこについて詳細なる説明をいただきたいと思っておりますので、どのような格好で、今、私が知り得るところでありますと、図書館の事務の方が兼務であるところを番人すると。週末、長期休暇においてあけるよといったような程度しか知り得ておりませんので、その詳細なる説明をお願いしたいと思います。

○議長（増田宏胤君） 教育委員会事務局長、高橋政旨君。

○教育委員会事務局長（高橋政旨君） 教育委員会でございます。

建物の、要するに入札の関係の条件でございますけれども、先ほど理科館が独自の建物でということとは変わりございません。ただ、条件といたしましては、今度鉄筋コンクリートづくりでございましたものですから、小さい規模での鉄筋コンクリートづくりでございますので、条件という条件は、そういう建物をここ過去3年以内にどこかで公共事業でやったことがある業者であるとかそういうことが条件にさせていただいて、特殊だから理科館がこうだよという、そういう特定の条件はつけてはおりません。

町内業者の関係でございますけれども、議員が言われるように、町内業者の参加のほうになかったということは、ぼくも不審に思っております。なぜなのかは、ちょっと僕はわかり

ません。はっきり申してわかりません。

それから、入札の例のことをございますけれども、実は土地利用をやっていく段階で開発行為的な御指導がございまして、建物のほうにかかっているお金がちょっと一部、どうしても並行工事で行かなければいかんということで、土地利用委員会のほうから御指導がございます。その中で、ちょっと削らなければいかんものが理科館のほうに、外工事、今の外周です、外工事と一緒に、排水であるとか駐車場の関係、その後のことも含まれてこの積算の中に入っております。そういうものになって設計を組ませて、急遽出させていただきます。当初は理科館の建物だけのあれでやったんですけれども、全体が、図書館がありまして面積が広いものですから、1,000平米以上になるものですから、土地利用、開発行為まではかかりませんが、開発行為並みの仕事という形になるかと思っております。

財政の関係でございますけれども、うちのほうは、今までこつこつとお願いをしてきて、どうしてもこれはある程度、今の財政に合った中でやっていかなければいけないと、そういうふうに確信しておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それから、運営につきましてでございます。先ほど基本線は、今6人の運営委員の方の、理科関係に詳しい方が運営委員になって、月に1回か2回程度、開館にも備えまして、多いときは2回ぐらい運営委員会を暫時開かせていただいて、今後に向けてやっていくということで、まずは実験のことです。1年間通しての、8月上旬から来年、その次の年の3月ぐらいまでの、実験の関係がまず今計画を立ててもらって、今、計画上では22年8月から23年3月までに32の実験ぐらいができるんだらうということで、夏休みがオープン当初あるものですから、そこを重要視しまして、9月、10月の普通のときには、土日を使いまして2回程度の実験をしていこうということで、32回ぐらいはできるんじゃないかということでさせていただきます。

それから、それに係る運営でございますけれども、当分はうちのほうの事務職員を使いまして、1日に、まず朝見に行く、それで帰りに閉めるのを見に行く。この前、ある委員会の中で、ちょっと図書館、僕、思ったんですけれども、やっぱりそれはうまくないということで、今のうちのスタッフの中で、事務局の中で、戸締まりです、そういうものやっていると。警備につきましては、また委託をしまして、夜間警備というか、それは契約でやっていかなければいかんと思っております。

それは別にしまして通常の電話番であるとかそういうものは事務局の中で。実は空になったときの想定をしておりますものですから、実は電話をそっちへかけても事務局のほうへ飛んでいるような、今、何て……ちよつとこう飛んでいくような、実際には差しさわりがありますよね。そういう形を今できないかということで、それも検討中でございます。できるだけ。それで、行く行くは半日ぐらいの臨時さんというですか、そういう方が求められればやっていこうと。それから、ボランティアさん。常に中心になるのは今の実験にかかわってくれる先生方というか運営委員さんのほうを重要視をさせていただいて、使い方でございます。見回りとか、もし将来的に生き物を飼ったり、花みたいなものを置いているときには、水をかけにきたり様子を見にくることぐらいは自分たちがやるというふうにはおっしゃってくれておりますので、その向きでやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（増田宏胤君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） 企画課でございます。

先ほど財政に対する質問が出ましたので。

御指摘のとおり、ただいま22年度の当初予算の編成時期に当たりまして、大変吉田町においても税収等の落ち込みの影響で厳しい状況になるというふうに思っております。それで、試算の段階でございますけれども、一般財源ベースで、21年度と比較いたしますと約5億円程度減収になるのではないかとというふうに思っております。従来、これまで一般財源、かなり右肩上がり伸びてまいりような状況でしたので、枠配分ということで、当初、担当課にある程度事業の取捨選択をお任せするというような予算の計上方法ができたわけでございますが、これが22年度については、21年度に引き続き減収を見込まなければいけないという段階でございますので、22年度の予算については、枠配分方式は一たんやめるということで指示を出しました。

それで、従来、枠配分やる前に行っていたような査定を復活をすると。従来と同じようなものではなくて、今回の実施計画のヒアリングの中で、かなり事務費とか、細部にわたって事業費を計上してヒアリングを行っていますので、それをベースにしまして必要な事業等々を取捨選択をしていくというやり方をしようということで、今、作業を進めております。

ただ、このちいさな理科館事業につきましては、21、22年度の中で債務負担行為を設定させていただくという議決もいただいておりますので、最優先として予算を確保するというつもりで財政当局では臨んでおります。

以上が財政関係でございますが、それともう1点、町内業者の参加が少ないと、こういうようなことがございましたが、私も指名委員会のメンバーの1人でございましたので、少し触れさせていただきましても、今回、特殊な建物というような答弁を教育委員会のほうで行いましたが、考え方として、コンセプトとして特殊な建物でございますが、建物自体は決して特殊なものではないということで、指名委員会の中では特殊な建物としての取り扱いは行っておりません。それで、できるだけ参加しやすいようにと、なおかつ、町内業者も参加できるようなことで余りエリアを広げ過ぎますと競争が激化するということもございまして、県内の中部地域ぐらいのエリアに絞りますと、鉄筋コンクリートづくりということだけ着目いたしまして、その鉄筋コンクリートづくりの施工実績があるというところだけで拾っておりますので、条件としては非常に緩和したものであったということだけはつけ加えさせていただきますというふうに思います。

以上です。

○議長（増田宏胤君） 5番、藤田和寿君。

○5番（藤田和寿君） まず、入札についてであります。今の町内業者につきまして、指名入札委員会の委員であるということで企画課長から御答弁いただいたわけでございますが、最近の経済悪化、特に建築関係業界におきましては、非常に厳しい状況が続いているわけがあります。12月に予定されています補正のほうにも、雇用促進ということで予算も上げられているわけでありまして、今、大分緩和しているというお話の中で応札がない、指名参加していないというのは何か解せないわけですが、近年、ここ一、二年の建築工事において、大きなものはさゆり保育園と総合障害者支援の関係であったわけでございますが、町内業者の参加状況というのは、ちなみにどんなものかお教え願いたいと思います。

それと、そういった中で、辞退されるという、相手方のことがあるわけですが、数値的に見ても入札、比較価格に近い数字で出ているわけで、この結果について当局としてこれでよしということを出ているわけですが、その点について入札、一度抽選形拝見したことがあるわけなんですけれども、先月期のほうは見たことがないものですから、どのような形、協議してやったのか、それとも数字だけ見て決定したのか、その辺のところ、もし、問題ない範囲のところでお答えを願いたいと思います。

続いて、財政的なものですが、議決もいただいていることであるということであり、今、世の中見直しを図っているわけですが、議決をしたから最優先でやるんじゃなくて、来年度当初の、今まで枠配分ということで先進的な改革プランに基づいて進めているわけでありまして、財政的な見地から。再度、そこでもう決まったことについても吟味したのかどうか、その点についてお答えを願いたいと思います。

また、運営についてでございますけれども、最初から聞いている話と余り変わっていないような、実際の運営のところ。今、初めて聞いたのが32実験ということで、実験が行われるということでもあります。月に2回程度開かれるということであるわけで、やはりせつかく建てる以上、有効利用ということで、詳細がわかってから、ボランティア等募集するというのはおかしいと思うものですから、この計画に当たって、どのような運営の人員ということで、学校、それこそ定数管理で職員については厳しい枠があるわけで、その中で、今、局長は事務局で対応するというお話を言われたわけですが、本来あるべき仕事というのは、教育行政について、非常に多岐にわたって、非常に休みもなく、いろんな、土日もなく働いている姿を私は目にしているわけで、それにまたこの管理までやるというのは、少し無理があるのではないかなと考えます。やはりボランティア、それとか教員のOBの方とかそういった人的有効利用というものをよその市町では検討して、早い段階から参加していただいて、お任せするような形になっていると思うんですが、その辺の話も出ていると思うんですけれどもね。やはり建物ができ上がってから募集するのではなくて、やはり建設中からそれに参加することによって、ボランティアの方々も、モチベーションというんですかね、気持ちも反映されると思うんですが、そういった配慮もやっぱり必要ではないかと思うんですが、そのような話というのは、この運営委員会、建設委員会の中でどのように話されて、どういう方向性なのかというのは、やはり広報で、今度こういうものができるので、皆さんつくり上げましょうよというような形でPRも必要じゃないかと思いますが、そこら辺についての情報というものが流れてきていないなと思うんですが、それについてお願いします。

○議長（増田宏胤君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） 先に財政的な面でお答えをさせていただきます。

議決したからといって例外ということじゃなくて、見直しを図ったと、こういうような点でございますけれども、財政当局から各部局に対して指示を出したものについては、あくまでもすべてを白紙から査定をさせていただきますということで申し上げております。したがって、このちいさな理科館事業であっても、全く優先権があるという状態ではございませんけれども、ただ経過その他から申し上げますと、最優先の事業であるというふうに、財政当局は考えているということは確かでございます。予算要求に対して、それにかなうような内容に仕上げていくというのは、やはり予算の査定の中で今後行うべきことであるというふうに思っておりますので、決して例外ではございません。

それから、1点目のここ数年の建築に対する町内業者の参加状況ということですので、これについても触れさせていただきますが、保育園とかあした施設については、規模的にも今回のものとは全く異なりまして、施工実績というものをかなり重視しております。したがって、経営審査の総合評定値を用いまして、それを条件設定をするという方法をとっておりますので、そうした総合評定値の設定の仕方では、町内業者は入ってこられないというようなこともございます。やはり評定値、町内業者の場合、それほど高い数値を有している企業が今のところございませんので、過去においては、大規模な工事の中には入りにくいということではございました。ただ、このちいさな理科館の建設事業につきましては、町内業者もできるだけ参加していただきたいと、こういうような意向を持ちまして条件設定しておりますので、決して入れないという状況ではなかったというふうに考えております。

以上です。

○議長（増田宏胤君） 教育委員会事務局長、高橋政旨君。

○教育委員会事務局長（高橋政旨君） 教育委員会事務局でございます。

それこそ今、また運営の関係でございますけれども、とりあえず、とりあえずというより、今の運営委員さんが、そういう今議員言われるような意見交換は常にしております。ただ、ボランティアの方、不特定多数の方にしても、実験をやるというのは、ちょっと危険なのがあったりとか、そういうものがあるものですから、お願いする方もある程度限られてくるかなど、感覚にはございます。実験の中身によっても危険度が増減するわけでございますけれども、今、その辺でどういう方が、ただ一般にば一っと募集しまして御協力くださいとかそういう形というのは、ちょっと危険じゃないかという話も出ておりますので、これはどっちにしても、皆さんに御相談をかけまして、最終的に建物ができるちょっと前ぐらいに、建ってからでなくて建つ前に、何とか公募できるような形に持っていくというような計画ではおりますので、もうちょっとお時間をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（増田宏胤君） 総務課長、中村久義君。

○総務課長兼防災監（中村久義君） 入札価格につきまして、どうも御質問があったと思えますけれども、抽選形と違いまして、一般競争入札につきましては工事費の積算書を、同時に今札と一緒に提出するというので、それらもうちのほうで吟味して決めているということでございます。

○5番（藤田和寿君） 最後に。3回目。

○議長（増田宏胤君） 3回目ですね。

5番、藤田和寿君。

○5番（藤田和寿君） 5番、藤田でございます。

入札等問題なかったということで、当たり前のことではございますが、確認できました。ありがとうございます。

町内業者につきましても、今回は非常に参加しやすかったんじゃないかということであったにもかかわらず、なかったという現実を何なのかなと考えるわけでありまして。やはり地域の企業ということになれば、町内業者となれば、税金のほうも町へ落としていただけないということで、回り回ることもありますので、優先ということは、経済環境下の中でまずいと思っておりますが、その辺のところの施策も今後考えていただきたいと思っております。これは要望です。

最後、運営面についてですが、非常に危険であるといったような形であるわけですが、すけれども、やはり今、こういうことを考えているんだよということで、実際、工事が始まりますと、町民の方々に広く今回のちいさな理科館の建設というものが明らかになると。実際、先日中央小学校でやった実験も、大変興味深いものでありますので、そういったところを、やはりできてからでなく、できる間も継続してやることによって、その活動を通じて地域の方々に発信する、またこういうことを考えているということで、また協力できる方がいたらお願いしたいというような、そういったものをぜひとも今後も継続してやっていただきたいと思うんですが、そのような予定というものは、現在、これからまた冬休み、春休み等もあると思いますが、現在考えられている、建設移行に向けての、町を挙げての盛り上げ活動というんですかね、そういったもので、今、事務局で考えているものがあるようでしたら教えていただきたいと思います。

○議長（増田宏胤君） 教育委員会事務局長、高橋政旨君。

○教育委員会事務局長（高橋政旨君） 教育委員会でございます。

おっしゃられるとおりで、この工事をやっている最中でございますけれども、別に1年に、夏休みが中心になろうかと思えますけれども、来年もサイエンス教室というんですか、各学校の空き教室とかそういうところを借りてやっていく予定であります。

それと、建築がある程度できた段階で、施設見学みたいな形で、そのようなことも予定をして、広く皆さんに広報というんですか、そういうことで、完全にできてしまう前の工事段階で一番安全だという点で募集をかけまして、見学祭みたいなものを計画をしております。

以上でございます。

○5番（藤田和寿君） 了解。

○議長（増田宏胤君） 1番、佐藤正司君。

○1番（佐藤正司君） 先ほど来質疑聞いていまして、ちょっと確認をさせてください。債務負担行為を、課長、約1億円という言い方をしたんですけれども、もうちょっと正確に言っていただきたいと思えます。今年度で3,750万で、施設整備に3,400万予算組んであるわけで、8,400万で落札しているわけで、そこら辺のことを正確に言っていただきたいのと、それと重機備品が900万かかるでしょうとかという、それは来年度予算ですよというような言い方をしておりますから、そこはちょっときちっとして答弁してください。

それから、同僚議員からいろいろ、運営については意見というか提案が出ているもので、くどくど言うのも私もあれですけれども、私もやっぱりそこがすごく心配というか、先ほどの答弁の中で、実験は32回、年間やりたいという計画はあるけれども、毎週土日は開くわけでしょう。ということは、やはり理科って実験だけじゃないと思うし、それから先ほど来ボランティアという話も出ていますけれども、今、各地区でいろいろそういう、理科とは直接関係ないけれども、そういうボランティアで中心になってやられる方もいらっしゃるわけで、それと理科館とどう結びつくのかって、なかなか難しいかもしれませんが、今、団塊の世代の人が大分退職しているわけで、理科の先生なんかでもいらっしゃると思うし、やはりこれ運営の基本は、やはり中心になる方がどこまで熱意を持って計画的にやるかということに尽きるのかなと私は思っておりますので、そこら辺のことは何回も答弁しているもので、あれなんだけれども、そういうこともぜひ考えていただきたいと思えます。

○議長（増田宏胤君） 教育委員会事務局長、高橋政旨君。

○教育委員会事務局長（高橋政旨君） 教育委員会でございます。

先ほどの予算というか、財政の関係の債務負担行為の関係でございますけれども、正確にはもっと細かくということで、大変申しわけございません。設計とか管理委託料の関係で450万、それから施設整備ですね、理科館の、それに8,500万という形になっております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、備品の関係でございます。これも本当に設備費、当初だものですから、ある程度実験を中心にやっていただける先生方に対する、実験材料イコール備品的な、顕微鏡であるとか、我々の事務方サイドから言うと備品に当たるもの、結構ございます。そういうものも含めると、実験で200万弱ぐらいの計算は出ているんですけども、その中の半分ぐらいが顕微鏡であるとか、お金でいう、我々事務方、さっき言った事務方で言うと備品的なものに当たるものが半分ぐらいございます。あとが消耗品的なものでございます。

それも運営についてでございますけれども、今、議員おっしゃられるとおりで、そういうもの全体を含めまして、今、伝統というですか、ただ我々事務局としましては、実験をやるときに、とにかく安全という形で、とにかく安全と。子供たちの安全、参加者の安全ということを最優先に考えて、そこら辺のボランティアの方の募集であるとか経験であるとか、そういうものを踏まえまして検討していきたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○1番（佐藤正司君） 了解。

○議長（増田宏胤君） 教育長、黒田和夫君。

○教育長（黒田和夫君） 大変御心配いただいていること、ありがたいことですが、運営についてですけれども、運営委員の半数以上は、理科教員のOBでありまして、そういう方々が専門的立場でもって、何回か会議を重ねておりますので、その辺は十分心得てやっているつもりでおります。

それから、ボランティアについてですけれども、もちろん当初からボランティアについては、私どもも申し上げているところでありますけれども、これはほかのボランティア、それぞれ難しさがあるわけですが、とにかくこれ子供たち相手の学習でありますので、非常に難しいところがありまして、この間も藤田議員、丹沢先生のお話をお聞きになったということでもありますけれども、あの中でも、科学を實際進める上で帰納的方法とか演繹的方法というお話がありました。そういうものを背景を持った上で、やっぱり子供たちを指導するということが大事でありますので、ボランティアはもちろん将来的にはお願ひしますが、当面は専門的な知識や経験を持つ運営委員の皆さん中心になって進めていただきまして、そういう中でボランティアを募集し、ボランティアの研修を重ねて加えていただくと、そういう考えでおります。

それからもう一つ、お金の問題が出ました。私たちも大変それは気にしているところであります。私も10年前にここで退任のあいさつをしました。何人かの方はそのときにここにおいでだと思ひます。そのとき私は、米百俵の話を引き合いに出しました。そう言いますと、きっと皆さんは、それは小泉さんの言った話の二番煎じじゃないかというふうに言われるかもしれませんが、実は私のほうが数カ月前に米百俵の話をしたわけでありまして、それは余分なことではありますが、どんなに財政の厳しいときであっても、もちろ

ん財政のことを考えなければいけないけれども、これからの吉田町を担う子供たちの教育には、ぜひお金を使っていたきたいと、そういう考えでありますので、その辺は御理解いただきたいというように思います。

以上です。

○議長（増田宏胤君） 質疑を終結します。
討論を行います。

[発言する人なし]

○議長（増田宏胤君） 討論を終結します。
採決に入ります。
お諮りします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（増田宏胤君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
ここで追加日程の配付のため暫時休憩といたします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時06分

○議長（増田宏胤君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○議長（増田宏胤君） お諮りします。

お手元に配付のとおり、7番、永田智章君から、発議案第7号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について提出されました。これを日程に追加し議題にしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（増田宏胤君） 異議なしと認めます。
よって、これを日程に追加し、議題とすることに決定しました。

◎発議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（増田宏胤君） 追加日程第1、追加議案の上程を行います。

発議案第7号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提出者、永田智章君の説明を求めます。

7番、永田智明君。

[7 番 永田智章君登壇]

○7番(永田智章君) 発議案第7号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議会議員の期末手当について、町の職員並びに特別職と同様の措置を講ずるもので、民間の支給割合に見合うよう、人事院勧告に沿った支給月数の引き下げとし、6月期の暫定引き下げと合わせて0.25月の引き下げとする改正内容であります。

それでは、発議案第7号について条文を朗読し説明とさせていただきます。

発議案第7号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和32年吉田町条例第86号)の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法第112条及び吉田町議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成21年11月25日提出。

吉田町議会議長、増田宏胤様。

提出者、吉田町議会議員、永田智章、賛成者、吉田町議会議員、杉村嘉久君、同じく藤田和寿君、同じく八木宣和君、同じく河原崎昇司君、同じく八木 栄君。

改正条文を朗読いたします。

議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

第1条 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和32年吉田町条例第86号)の一部を次のように改正する。

第4条2項中「100分の170」を「100分の160」に改める。

第2条 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条2項中「100分の160」を「100分の145」に改める。

附則。

この条例は、平成21年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成22年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長(増田宏胤君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(増田宏胤君) 質疑を終結します。

永田議員、御苦労さまでした。

討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(増田宏胤君) 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（増田宏胤君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
-

◎町長あいさつ

- 議長（増田宏胤君） 以上で平成21年第4回吉田町議会臨時会のすべての日程が終了しました。

閉会に当たり、町長からごあいさつをいただきます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

- 町長（田村典彦君） 議員の皆さんにおかれましては、当局が提出しました議案につきまして熱心に議論いただきまして、最終的に認めいただきましてありがとうございます。

議員の方から財政のことについてお話がございましたので、実は私、昨日ですか、介護保険の裁定委員会の委員でございますので、たまたま県庁のほうに行ったわけでございますけれども、そこで首長の何人かにお会いする機会がございました。話は当然のことながら予算編成の話になりまして、「吉田町も厳しいな。本当に参っちゃうよ」と言いましたら、ある市長、このように申して私に返してくれました。「田村さん、そういう言葉は吐かないほうがいいよ。吉田町が厳しいということは、ほかの町は塗炭の苦しみだ。はっきり申し上げて、もう予算編成はまさに大なたなんて振るうもんじゃない。もう野望もなくぶった切るしかない」と、そういうふうな予算編成がほかの町では始まっているというふうなことでございます。

議員の皆様には、私、15年以来、たび重ねて申し上げていることでございますけれども、三星の1億4,000万、あと平成24年まで続きます。1億4,000万というものがどれほどボディーブローのように効いてくるかと。それから、管理運営の失敗という榛原病院の経営悪化の問題。これさえなければ吉田町の財政というものは、何とか普通に運営できます。営々と考えてやってきました財政技術の確立というものが、今、非常に難しい局面にきているというようなところで、この町の責任者として非常に苦慮しております。議員の皆様におかれましても、ぜひともこの財政の難しい局面に入っておりますので、よろしくその辺の事情を御理解いただいて、また来年の3月には、当然のことながら平成22年度の予算編成、皆さんに最終的には議論してもらうわけでございますけれども、そういうふうな状況の中にあるということ、ぜひとも御理解賜りたいということです。

本日はどうもありがとうございました。

- 議長（増田宏胤君） ありがとうございました。
-

◎議長あいさつ

- 議長（増田宏胤君） 閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げたいと存じます。

本日は、諸議案の御審議をしていただきましたが、予定された議事が終了し、無事閉会の運びとなりました。これも、議員各位の皆様には終始極めて真剣な御審議によるものと心から厚くお礼を申し上げます。

◎閉会の宣告

○議長（増田宏胤君） それでは、以上をもちまして平成21年第4回吉田町議会臨時会を閉会とします。

大変お疲れさまでした。御苦労さまでした。

閉会 午前11時15分